

平成30年4月

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

医療法人 東北医療福祉会  
理事長 藤井 昌彦

はじめに

次世代育成支援対策推進法が平成17年4月に施行され、当法人も平成23年4月に「一般事業主行動計画」を策定し、また平成27年4月には法律の延長期間変更に伴い仕事と子育ての両立を図るための行動計画を策定し、山形労働局へ届出をしております。この度、現行の行動計画期間が終了することから、現計画の実施状況を確認し内容を再検討し、更なる雇用環境の整備に努めてまいります。

当法人は、病院・介護施設の運営を行っており、24時間365日休みなく高齢者の生活支援を行う厳しい職場であります。職員の大半が女性であり、安心して子どもを産み育てられ、仕事と家庭・子育ての両立をしていけるような職場環境の整備を引き続き重要課題として取り組む所存でございます。

前期の行動計画に掲げました「年次有給休暇の時間単位の取得」を平成28年に山形厚生病院で実現致しました。今期は介護事業所を中心に有給休暇の計画的付与の促進を短期目標に掲げます。また、育児休業取得率100%も引き続き保持して参る所存です。「子育てサポート企業・くるみん」として厚生労働大臣より認定を受けることを長期目標に、さらなる職場の労働環境の改善に取り組んでゆくため、次のような行動計画を策定します。

### 一般事業主行動計画

1・計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間

### 2・内容

目標1・女性労働者の育児休業等取得率75%以上を引き続き保持する。  
また、『出産・子育てによる退職者の再雇用制度』を構築し実施する。

#### < 対策と実施期間 >

- 平成30年6月～ 職場長との意見交換、原案作成
- 平成30年12月～ 理事会での承認
- 平成31年1月～ 職員へ説明し労使協定を締結する
- 平成31年2月～ 就業規則を変更し届出する
- 平成31年4月～ 施行開始を目指す

目標 2・年次有給休暇の取得促進のための計画的付与を、全事業所へと展開する。

< 対策と実施期間 >

- 平成30年8月～ 職場長との意見交換
- 平成30年10月～ 理事会での承認
- 平成30年12月～ 職員へ説明し労使協定を締結する
- 平成31年3月～ 就業規則を変更し届出する
- 平成31年4月～ 施行開始を目指す

目標 3・計画期間内に地域の子供の「事業所見学」及び職員の「こども参観日」の受け入れを強化し、年3回以上の見学会を行う。

< 対策と実施期間 >

- 平成30年10月～ 既に高校生の看護体験や中学生の職場体験の受け入れを行っているが、受け入れ体制について再度整備を行う。(見学プログラム等、小・中・高校向け説明資料の整備)
- 平成30年11月～ 見学会や職場体験担当者に対する研修会の実施
- 平成30年12月～ 冬休み・春休み・夏休み等に受け入れを実施する。